



山陽小野田市リフォーム資金助成事業

◎助成対象者

- 市民であり、市税の未納がないこと
- 助成対象となる工事について、市で実施している他の助成等を受けていないこと
- 前年度に、リフォーム工事について市から助成を受けていないこと

◎助成対象工事

- 自己の居住する自己所有の既存住宅の改修工事（老朽化、災害等による住宅の修繕、補修、設備改修および模様替え）で、市内に主たる事務所を有する施工業者に依頼して行う工事
- 助成金内示額決定前に着手していない工事で、申請受付期間内に交付申請を終え、令和6年2月29日(木)までに工事を完了し、完了届を提出できる工事
- 助成対象工事費用（消費税および地方消費税を含まない）が10万円以上の工事

※災害については、解体工事も対象です。（り災証明添付のこと）

◎助成金支給額

助成対象工事費用（消費税および地方消費税を含まない）の10%を乗じて得た金額（1万円未満切り捨て）

◎助成上限額 7万円

◎申請期限 令和6年1月31日(水)

※ただし、助成金の総額が予算1,000万円（先着順）に達した時点で終了します。

◎申請方法

- 申請先に備付けの申請書に記入し必要書類を添えて提出



- WEB申請サービスで申請 **【WEB申請】**

※申請書等は市ホームページからダウンロードすることもできます。



**【市HP】**

☎ 建築住宅課 (☎ 82-1166)



高齢福祉課からのお知らせ

■安心相談ナースホン（緊急通報システム）

家庭内で急病や事故などの緊急事態に陥ったとき、通報ボタンを押すと「あんしんセンター」に自動的につながる緊急通報装置（固定型または携帯型）を貸与します。看護師などの専門スタッフに体調に関する相談ができるほか、必要に応じて救急車の出動を要請できます。また、月に1回「あんしんセンター」から電話で体調等の様子を伺い、日常生活の不安を解消します。



- ◎対象 ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障がい者や障がい者のみの世帯、日中に独居となる高齢者または障がい者

- ◎費用 所得に応じて月額0円、357円、715円のいずれか

※機器を紛失すると弁償がかかります。  
※外出先からは利用できません。

■訪問理美容サービス

老衰や疾病等の理由で理・美容院に向くことが困難な高齢者等が、自宅で理美容サービスを受ける際、理髪店や美容院の出張に係る料金を助成します。

◎対象 次の要件をすべて満たす人

- 65歳以上で単身世帯または高齢者のみの世帯
- タクシー等を利用して理髪店や美容院に行けない人、または理髪店や美容院で座位を保つことが困難な人

◎料金 出張費は市が負担し、利用者は散髪代を負担します。

☎ 高齢福祉課 (☎ 82-1173)